被災宅地等復旧支援事業補助金のご案内

制度の概要

- 〇令和4年8月3日からの大雨により被害を受けた被災宅地等の復旧に要する経費の一部を補助します。 ※1
- 〇補助対象者は被災宅地等の所有者又は当該所有者の承諾を得た管理者若しくは占有者です。※2
- 〇工事に要する経費の2分の1の額又は100万円のいずれか低い額を補助します。※3
- 〇令和4年8月3日からの大雨による災害発生時に居住用として使っていた敷地が対象です。※4
- ○事業期間は令和5年2月6日から令和6年3月31日までです。※5
- ※ 1 被災宅地等とは崖地(人工のものを含む。)の崩落等により、被災を受けた宅地(当該宅地に隣接する土地を含む。)等をいいます。
- ※2 個人が所有するものが対象です。
- ※3 工事に要する経費が10万円を超えるものが補助対象となります。
- ※4 居住用であっても賃貸など営利を目的とする事業用の土地は補助対象外です。
- ※5 工事は、既に完了していたものを含み、令和6年3月31日までに工事が完了するものに限ります。

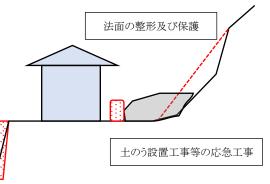
補助の対象となる事業

- (1) 法面の整形及び保護に係る工事(土砂撤去を含む)
- (2) 擁壁の設置及び補強に係る工事(旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む。)

擁壁の設置及び補強

(3) 土のう設置等の応急工事

※上記(1)~(3)の工事にかかる調査及び設計費用を含めます。



申請に必要な書類

<工事着手前>

①交付申請書兼同意書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④位置図 ⑤被災宅地等の状況が確認できる資料 (写真等) ⑥登記事項証明書等 ⑦被災宅地等の所有者の承諾書(共有者の代表又は管理者若しくは占有者である場合のみ)

<工事完了後>

①実績報告書 ②収支精算書 ③領収書の写し ④写真(着手前及び完了後)

申請・相談窓口

村上市建設課整備室(本庁舎) 私0254-53-2111(内線5220)

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く